

アマノマネジメントサービス株式会社定款

平成27年 5月22日改訂

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は「アマノマネジメントサービス株式会社」と称する。

2. 英文では「Amano Management Service Corporation
(略称AMS)」とする。

(本店の所在地)

第 2 条 当会社は本店を横浜市に置く。

(目 的)

第 3 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1、建物内外の清掃・保守・保安警備業務の請負
- 2、清掃機器、清掃用品・溶剤の販売および賃貸
- 3、駐車場および駐輪場の運営管理、保守、保安業務の請負
- 4、駐車場および駐輪場の経営
- 5、自動車の有償貸渡し業および貸自転車業
- 6、インターネットおよび情報システムを利用した顧客サービス業務
- 7、会員カード、ポイントカード等の管理業務
- 8、情報システムを利用した各種集金決済代行サービス
- 9、経営コンサルティング業務
- 10、駐車場設備機器の販売、賃貸および保守業務
- 11、情報処理機器、事務機器の販売、賃貸および保守業務
- 12、集塵機、清掃機器、オゾン水・強電解水・アルカリイオン水の生成装置の保守業務
- 13、労働者派遣業務
- 14、施設警備業務
- 15、雑踏警備業務
- 16、輸送警備業務
- 17、放置車両の確認と標章の取付けに関する業務
- 18、宅地建物取引業務
- 19、電気工事業
- 20、電気通信工事業
- 21、機械器具設置工事業
- 22、建築工事業
- 23、土木工事業
- 24、内装仕上工事業
- 25、前各号に付帯関連する一切の業務

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は官報に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、80000株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 9 条 当会社の株式につき名義書換を請求するときは、当会社で定める請求書に記名捺印し、提出しなければならない。

2. 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当会社の請求により、その事由を証明する書面を提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録および信託財産の表示またはそれらの抹消を請求するには、当会社指定の書式による請求書に当事者が記名押印し、提出しなければならない。

(手数料)

第 11 条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(株主の住所等の提出)

第 12 条 当会社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届け出事項に変更が生じたときも、その事項について同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

(総会の招集)

第 13 条 定時株主総会は、基準日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役・監査役・代表取締役および取締役会

(取締役および監査役の員数)

第18条 当会社の取締役は10名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役および監査役は株主総会において選任する。

- 取締役・監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 当会社の取締役・監査役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役および監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のもの、監査役は選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

(取締役会の招集および議長)

第22条 取締役会は、法令または別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

- 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役および監査役の報酬および退職功労金)

第24条 取締役および監査役の報酬および退職功労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第26条 当会社は株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

2. 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第27条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 前項の金銭には、利息を付けない。

(了)

この定款は平成27年5月22日より実施する。

横浜市港北区菊名七丁目3番22号

アマノマネジメントサービス株式会社

代表取締役社長 津田博之